

気象に関する特別警報・警報発令時の登下校について

特別警報・警報発令時の対応は以下の通りです。

【基準】

東京都世田谷区を対象に、特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）・警報（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪）が発令中か否か、または、京王線が計画運休を行っているか否かを基準に判断する。

（１）登校時の対応

- ア 午前 7 時までに上記特別警報・警報が解除されていた場合は、通常登校とする。
- イ 午前 9 時までに上記特別警報・警報が解除されていた場合は、第 3 時限登校とする。
- ウ 午前 11 時までに上記特別警報・警報が解除されていた場合は、第 5 時限登校とする。
- エ 午前 11 時に上記特別警報・警報が継続している場合は、臨時休校（終日自宅学習）とする。
- オ 自宅及び通学経路に上記特別警報や気象警報が発令されている、または通学に用いる交通機関が運転見合わせである場合には、その生徒について自宅学習を認める等の配慮を行う。
- カ 第 3 時限登校、第 5 時限登校とする日が考查日である場合には、生徒の出席状況からみて可能であれば、時程表に基づき、考查時間を繰り下げて考查を行う。なおその場合、上記オに相当する生徒について、不利にならないように配慮する。
- キ 臨時休校（終日自宅学習）とする日が考查日である場合には、その日に予定されていた考查を翌日以降に延期する。

（２）登校後の対応

登校後、上記特別警報・警報が発令された場合、また、多数の生徒が登校できない場合には、その都度判断する。

保護者の皆さまへのお願い

生徒の安全確保を第一に考え、交通機関の乱れや、強風による自転車登校時の交通事故、歩行時の飛来物による事故等のおそれがある場合は、無理に登校せず自宅待機とし、そのことを学校に御報告下さるよう御協力をお願いいたします。